

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号

株式会社 ソフトクリエイト

代表取締役会長 林 勝

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
当社本社会議室（渋谷東口ビル4階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 1. 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<http://www.softcreate.co.jp>）にて、修正後の事項を開示いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融危機から経済不安が深刻化したことにより、国内外ともに景気後退が顕在化し、急激な円高や急速な需要減退など、大変厳しい状況となりました。

当社グループが属するIT関連業界におきましては、年度前半の情報関連投資は底堅く推移したものの、後半に入り企業収益の大幅な悪化による新規投資の先送りや買い控え傾向が強まり、経営環境は一段と厳しい状況となっております。

このような状況の中で、当社グループの主力製品であるECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」やウェブフォーム・ワークフロー「X - p o i n t」等のプロダクト系SIサービスを中核とした業績拡大を推進してまいりました。

これらの結果、売上高は103億49百万円（前期比1.0%増）、営業利益は10億65百万円（同4.9%増）、経常利益は10億75百万円（同1.1%増）、当期純利益は3億26百万円（同43.7%減）となりました。

② 事業の区分別状況

事業区分別の業績は次のとおりです。

(システムインテグレーション事業)

プロダクト系SIサービス、受託開発系SIサービス、市販パッケージソフト提供サービス、ネットワーク構築保守サービスの4つのサービスから構成されております。

ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の販売、それに伴うホスティングサービス及び保守が引き続き拡大したこと、並びにウェブフォーム・ワークフロー「X - p o i n t」の販売増により、プロダクト系SIサービスが伸張し、売上高は60億75百万円（前期比0.9%増）、売上総利益は27億64百万円（同4.3%増）と伸長を図る結果となりました。

(ＩＴインフラ提供事業)

法人顧客向けにＩＴ機器を販売する事業を行っております。

ＩＴインフラ提供事業は、ＩＴ投資抑制による買い控えの影響を受けて、パソコン、サーバー及びネットワーク機器等の販売が減少したことにより、売上高は15億50百万円（前期比6.2%減）となりましたが、売上総利益は利益率の向上により2億55百万円（同7.6%増）となりました。

(インターネット通信販売事業)

主に個人顧客向けに当社のインターネット通販サイト「特価ＣＯＭ」を通じてＩＴ機器等を販売する事業であります。

インターネット通信販売事業は、前期に引き続き家電や生活雑貨等の売上増により、売上高は27億23百万円（前期比6.0%増）、売上総利益は1億88百万円（同7.2%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、平成21年2月2日に主要取引銀行である株式会社みずほ銀行と10億円のバイラテラル方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2億28百万円であります。

これは、主にＥＣサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の受注拡大等に伴うサーバーセンター設備の増強及びウェブフォーム・ワークフロー「X-p o i n t」、 「A g i l e W o r k s」の製品機能強化を図ったことに伴うソフトウェアの増加等によるものであります。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 直近 3 事業年度の財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 39 期 (平成18年 3 月期)	第 40 期 (平成19年 3 月期)	第 41 期 (平成20年 3 月期)		第 42 期(当期) (平成21年 3 月期)	
	(個別)	(個別)	(個別)	(連結)	(個別)	(連結)
売 上 高(百万円)	7,992	8,832	9,956	10,244	9,989	10,349
経 常 利 益(百万円)	603	888	957	1,063	928	1,075
当期純利益(百万円)	332	429	531	579	278	326
1株当たり当期純利益(円)	80.43	97.50	119.36	130.01	62.60	73.36
総 資 産(百万円)	4,445	5,111	5,446	5,724	5,313	5,587
純 資 産(百万円)	2,557	2,923	3,333	3,486	3,498	3,718
1株当たり純資産(円)	592.03	656.27	749.50	772.21	786.27	821.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 第41期連結会計年度が連結初年度であるため、第40期以前の数値については個別の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

今後の日本の経済状況は、世界的な金融危機から経済不安が深刻化したことにより、国内外ともに景気後退が顕在化し、急激な円高や急速な需要減退など、経営環境はより厳しくなることが予想されます。

当社グループの属する I T 関連業界は、企業収益の悪化による業務の効率化やコスト削減に繋がるシステム投資への意欲はあるものの、I T 投資は抑制傾向が続き、企業間の競争は一層厳しいものになると予想されます。

このような状況の中で、当社グループは E C サイト構築パッケージ「e c b e i n g」の販売拡大に向けて、市場での製品優位性を確保するための製品機能の向上及び付加価値サービスの充実を図り、顧客企業に対して「E C トータルソリューション」の提供に努めてまいります。

また、ウェブフォーム・ワークフロー「X - p o i n t」や上位層版である「A g i l e W o r k s」の製品機能の強化を図ると同時に、セミナー開催等による知名度の向上や新規代理店の開拓により、より収益性の高い事業モデルを確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」等のソフトウェアプロダクト、システム受託開発、市販パッケージソフトの提供及びIT機器の販売からネットワーク構築及び運用保守サービスまでの、ITに関する総合的なサービスをワンストップで提供しております。

当社グループの事業は、システムインテグレーション事業を主軸として、ITインフラ提供事業及びインターネット通信販売事業の3つの事業から構成され、その事業内容は次のとおりです。

事業区分	事業区分内訳	製商品及び提供サービスの内容
システムインテグレーション事業	プロダクト系 S I サービス	「e c b e i n g」、「X - p o i n t」、「A g i l e W o r k s」、「L 2 B l o c k e r」、「A s s e t m e n t」等のソフトウェアプロダクトの提供及びカスタマイズ、並びにサーバーセンターでのホスティングサービス
	受託開発系 S I サービス	基幹系システム、情報系システムの受託開発
	市販パッケージソフト 提供サービス	他社製業務系パッケージソフトの販売及びカスタマイズ
	ネットワーク構築 保守サービス	企業のネットワーク構築とネットワーク保守、ハードウェア保守サービスの提供及びセキュリティに関するコンサルティングからセキュリティシステムの構築までのサービスを提供
ITインフラ 提供事業		IT機器の販売
インターネット 通信販売事業		当社の運営するインターネット通販サイト「特価COM」におけるIT機器等の販売

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 事業所

名	称	所 在 地
本	社	東京都渋谷区
関	西 支 社	大阪府大阪市中央区
(株)	エ イ ト レ ッ ド	東京都渋谷区

② 使用人の状況

(当社グループの使用人の状況)

事業区分別	使用人数	前連結会計年度比増減
システムインテグレーション事業	175名	13名増
ITインフラ提供事業	44名	－
インターネット通信販売事業	10名	1名増
全社共通	28名	2名減
合 計	257名	12名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 2. 臨時使用人については、使用人数の100分の10以下であるため、記載を省略しております。

(当社の使用人の状況)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
235名	9名増	32.1歳	5.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 2. 臨時使用人については、使用人数の100分の10以下であるため、記載を省略しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	住 所	資本金	主要な事業内容	議決権 の所有 割 合	関係内容
(株)エイトレッド	東京都 渋谷区	100百万円	ウェブフォーム・ワークフロー「X-point」・「X-WebForm」・「AgileWorks」等の開発及び販売	80.0%	仕入販売取引 業務委託取引 役員の兼任 (3名)

(8) 主要な借入先及び借入額の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引銀行である株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約（融資限度額10億円）を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	1,000百万円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務政策等をはじめとする経営諸施策の機動的な遂行及び株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、剰余金の配当等に関する事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により決定しております。

剰余金の配当につきましては、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主への利益配分を重要な経営課題として位置づけ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

配当性向につきましては、20%程度を目途としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成20年12月19日付で、株式会社東京証券取引所市場第二部へ株式を上場いたしました。また、株式会社東京証券取引所市場第二部への株式上場に伴い株式売買の取引集約及び重複上場に伴う管理業務・管理コストの軽減を図ることを目的に、平成21年2月14日付で株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場の株式上場を廃止いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 17,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 4,509,813株
(自己株式 60,440株)
- (3) 当事業年度末株主数 2,681名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 数	持 株 数	出 資 比 率
(有)ティーオーシステム	655,890株	14.54%
林 勝	564,500株	12.52%
林 宗 治	484,248株	10.74%

- (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の 代表状況等
代表取締役会長	林 勝		
代表取締役社長	林 宗 治		(株)エイトレッド 代表取締役社長
取 締 役	中 桐 雅 宏	専務執行役員 営業本部長	
取 締 役	林 雅 也	常務執行役員 E C事業本部長	(有)ティーオーシステム 代表取締役社長
取 締 役	益 田 正	管理本部長	
取 締 役	辻 尾 伸 賢	執行役員 関西支社長	
取 締 役	小 幡 喬 士		(有)T A S 代表取締役社長
取 締 役	遠 藤 忠 宏		
常 勤 監 査 役	笠 井 隆		
監 査 役	花 水 征 一		ユアサハラ法律特許 事務所パートナー
監 査 役	山 本 勲		

- (注) 1. 取締役小幡喬士及び遠藤忠宏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役花水征一及び山本勲の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 当事業年度中に辞任又は解任された会社役員

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9 人	103,380千円
監 査 役	4 人	13,830千円
計 (うち社外役員)	13人 (5 人)	117,210千円 (13,200千円)

- (注) 1. 期末現在の役員人数と相違しているのは、当事業年度中に取締役1名及び監査役1名が任期満了により退任しているためであります。
2. 取締役の報酬等の額には退職慰労金支給額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行者等の兼職及び兼任状況

- ・取締役小幡喬士氏は、(有)T A S の代表取締役社長であります。なお、当社と本社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役花水征一氏は、ユアサハラ法律特許事務所のパートナー（共同経営者）弁護士であります。なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

② 他の会社の社外役員との兼任状況

該当事項はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

④ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	小 幡 喬 士	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に業界に精通した経営者としての豊富な経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。
取 締 役	遠 藤 忠 宏	在任中における当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、長年にわたる公認会計士としての経歴を通じて培った財務・会計に関する専門的な知識及び経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。
監 査 役	花 水 征 一	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監 査 役	山 本 勲	在任中における当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、他の大手上場企業での監査役を勤めた経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該規定に基づき、社外取締役小幡喬士氏及び遠藤忠宏氏並びに社外監査役花水征一氏及び山本勲氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項及び第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,138千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、株式会社東京証券取引所市場第二部への上場にあたり、新日本有限責任監査法人に対する書類作成業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

- ・ 取締役及び使用人の職務執行が効率的、且つ法令及び定款に適合させるため、諸規程を制定し遵守しております。その職務執行状況は、内部監査室が子会社を含む当社グループ全体にわたり確認を行い、代表取締役へ報告を行っております。
- ・ 監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準の定めるところに従い、必要とする情報収集を取締役及び使用人から行っており、その監査役は監査役会において他の監査役に報告を行っております。また、監査役会は、取締役から独立した監査役補助使用人を設置しているほか、取締役、会計監査人及び内部監査人と適宜情報交換を行うことで相互の連携を図り、監査役監査の実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報は、文書または電磁的媒体に記録し、その取扱は社内規程に基づき適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に則してリスク管理体制の整備を進め、経営成績・財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析し適切な対応を行っております。

不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に則し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営組織として取締役会を頂点とし、その下に経営会議、営業会議等を設置し、年度計画に基づく目標達成のため、経営判断・業績報告・業務の進捗状況等の確認を行っております。

取締役会は毎月1回定例で開催し、取締役会規程に定められている付議事項に該当する事項について審議・決定を行い、業績の報告については、担当役員より報告しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務執行が、法令及び定款に適合するため、企業行動憲章、企業行動基準等の諸規程を制定し、社内イントラネットにより全役員及び従業員に周知徹底を図っております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行の状況を確認するため、子会社管理規程に基づき当社への報告・承認を求めるとともに、当社から取締役及び監査役を派遣し、情報の共有化を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置し、当該使用人の取締役からの独立性を確認する運用体制を構築しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役は、業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、経営会議等の重要な会議に出席しております。また、必要に応じて業務執行に関する文書等を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求め、その状況を監査役会において他の監査役へ報告しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び内部監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の連携を図っております。

(10) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、健全な企業経営の観点から、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考えており、法令遵守及び企業倫理の徹底を図るため、平素から、特防連、特防協、警察及び顧問弁護士と連携を図り、特殊暴力の追放、被害防止のため、常に情報交換を図っております。

その一貫として当社役員及び従業員より確認書の提出を義務付け、反社会的勢力と関わりが無いことについて随時確認しているほか、反社会的勢力対応マニュアルを作成し、全社に周知徹底しております。

(11) 株式会社の支配に関する基本方針

買収防衛策の方針について特に記載すべき事項はありません。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年 3 月31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,818,426	流 動 負 債	1,685,173
現 金 及 び 預 金	1,865,648	買 掛 金	1,007,218
受取手形及び売掛金	1,425,272	未 払 法 人 税 等	54,951
た な 卸 資 産	362,824	賞 与 引 当 金	159,616
繰 延 税 金 資 産	105,811	そ の 他	463,387
そ の 他	67,991	固 定 負 債	183,945
貸 倒 引 当 金	△9,121	退 職 給 付 引 当 金	106,054
固 定 資 産	1,769,135	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	77,890
有 形 固 定 資 産	249,794	負 債 合 計	1,869,118
建 物	24,500	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	129,723	株 主 資 本	3,743,389
土 地	95,570	資 本 金	840,834
無 形 固 定 資 産	228,541	資 本 剰 余 金	899,247
投資その他の資産	1,290,798	利 益 剰 余 金	2,132,127
投 資 有 価 証 券	842,853	自 己 株 式	△128,819
繰 延 税 金 資 産	121,788	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△88,775
敷 金 保 証 金	133,221	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△88,775
保 険 積 立 金	189,629	少 数 株 主 持 分	63,829
そ の 他	34,222		
貸 倒 引 当 金	△30,917	純 資 産 合 計	3,718,443
資 産 合 計	5,587,561	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,587,561

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売 上 高		10,349,741
売 上 原 価		7,140,846
売 上 総 利 益		3,208,894
販売費及び一般管理費		2,143,730
営 業 利 益		1,065,164
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,156	
受 取 配 当 金	4,580	
受 取 運 賃	10,727	
違 約 金 収 入	6,620	
そ の 他	7,365	36,449
営 業 外 費 用		
株 式 上 場 費 用	22,000	
和 解 金	3,673	
そ の 他	564	26,238
経 常 利 益		1,075,375
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	145	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	426,903	427,048
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		648,326
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	282,916	
法 人 税 等 調 整 額	27,135	310,051
少 数 株 主 利 益		11,966
当 期 純 利 益		326,308

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	840,542	898,957	1,939,246	△128,819	3,549,926
連結会計年度中の 変動額					
新株の発行	291	289			581
剰余金の配当			△133,427		△133,427
当期純利益			326,308		326,308
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	291	289	192,881	—	193,462
平成21年3月31日残高	840,834	899,247	2,132,127	△128,819	3,743,389

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	△115,461	△115,461	51,862	3,486,328
連結会計年度中の 変動額				
新株の発行				581
剰余金の配当				△133,427
当期純利益				326,308
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額（純額）	26,686	26,686	11,966	38,652
連結会計年度中の 変動額合計	26,686	26,686	11,966	232,115
平成21年3月31日残高	△88,775	△88,775	63,829	3,718,443

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 1 社
 - (2) 連結子会社の名称 株式会社エイトレッド
- 2 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - a 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
 - b その他有価証券
時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 - ② たな卸資産
個別法による原価法によっております。
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）
当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。
これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～28年
工具、器具及び備品 4年～20年
 - ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

5 その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なリース取引の処理方法

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

299,353千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末	増加数	減少数	当連結会計年度末
普 通 株 式	4,508,013株	1,800株	一株	4,509,813株

(注) 発行済株式の増加 1,800株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末	増加数	減少数	当連結会計年度末
普 通 株 式	60,440株	一株	一株	60,440株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成20年5月8日 取 締 役 会	普通株式	66,713	15.00	平成20年 3月31日	平成20年 6月10日
平成20年11月4日 取 締 役 会	普通株式	66,713	15.00	平成20年 9月30日	平成20年 12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成21年5月8日 取 締 役 会	普通株式	66,740	15.00	平成21年 3月31日	平成21年 6月10日

4 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 94,200株

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---|------------|---------|
| 1 | 1株当たり純資産 | 821円38銭 |
| 2 | 1株当たり当期純利益 | 73円36銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(インターネット通信販売事業「特価COM」の譲渡について)

当社は、平成21年3月26日に株式会社ストリーム（以下「ストリーム社」という。）が100%子会社として新設した株式会社特価COMに対し、平成21年4月23日開催の臨時取締役会において、株式会社特価COMにおける第三者割当増資の引受け及び株式会社特価COMに対する当社のインターネット通信販売事業の譲渡を決議し、各々共同出資契約、事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 新会社（株式会社特価COM）における第三者割当増資の引受けの内容及び目的

平成21年3月26日にストリーム社が100%子会社として新設した株式会社特価COMに対し、平成21年4月27日に当社が10百万円、ストリーム社が30百万円の第三者割当増資の引受けを行いました。

なお、株式会社特価COMは、平成21年5月1日に事業を開始しております。

事業譲渡は、eコマースサイト構築及びシステムインテグレーション事業等への集中を図り、更なるeコマースサイト構築や運営のノウハウを吸収することを目的としております。

※増資後の新会社（株式会社特価COM）の概要

(1) 商号	株式会社特価COM
(2) 事業内容	インターネット通販「特価COM」の運営
(3) 設立年月日	平成21年3月26日
(4) 本社所在地	東京都千代田区
(5) 代表者の役職氏名	代表取締役社長 劉 海濤
(6) 資本金	50百万円
(7) 総資産	70百万円
(8) 純資産	50百万円
(9) 従業員数	12名
(10) 大株主構成及び持分比率	株式会社ストリーム 80.0% 株式会社ソフトクリエイト 20.0%
(11) 当社との関係	①資本関係 上記の通り ②人的関係 当社及びストリーム社より役員が派遣されております。 ③取引関係 新会社は原則としてストリーム社より商品仕入を行います。

(注) 新会社の第三者割当増資に関し、当社は200株の引受けを行いました。(1株当たりの引受価格50,000円)

2. 事業譲渡の資産及び負債について

資産及び負債は新会社へ承継いたしません。

3. インターネット通信販売事業の事業譲渡について

譲渡価格及び決済方法

① 譲渡価格 70百万円

② 決済方法 平成21年4月30日（事業譲渡日）に振込による決済が行われました。

③ 事業譲渡に伴う当社への影響及び今後の業績見通し

平成22年3月期の通期業績予想の売上高は25%程度の減収予想と全体売上高に与える影響がありますが、売上総利益、営業利益、経常利益に与える影響は軽微であります。また、平成22年3月期の第1四半期において、事業譲渡益70百万円を特別利益として計上する予定であります。

(自己株式の取得について)

平成21年3月31日の臨時取締役会決議において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、平成21年4月1日に実施いたしました。

- ① 取得の理由
資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため
- ② 取得した株式の種類
当社普通株式
- ③ 取得した株式の総数
140,000株
- ④ 取得価格
1株につき650円
- ⑤ 取得総額
91百万円
- ⑥ 取得日
平成21年4月1日(水)
- ⑦ 取得方法
東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

貸 借 対 照 表

(平成21年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,655,772	流 動 負 債	1,641,211
現 金 及 び 預 金	1,822,808	買 掛 金	1,007,478
受 取 手 形	44,481	未 払 金	97,981
売 掛 金	1,262,579	未 払 費 用	125,064
商 品	133,293	未 払 法 人 税 等	51,265
未 成 業 務 支 出 金	228,916	前 受 金	158,468
前 払 費 用	56,269	預 り 金	11,886
繰 延 税 金 資 産	87,736	前 受 収 益	17,119
未 収 入 金	25,698	賞 与 引 当 金	145,460
そ の 他	2,352	そ の 他	26,486
貸 倒 引 当 金	△8,362	固 定 負 債	174,284
固 定 資 産	1,658,126	退 職 給 付 引 当 金	99,476
有 形 固 定 資 産	246,835	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	74,808
建 物	24,500	負 債 合 計	1,815,496
工 具、器 具 及 び 備 品	126,764	純 資 産 の 部	
土 地	95,570	株 主 資 本	3,588,073
無 形 固 定 資 産	52,533	資 本 金	840,834
ソ フ ト ウ ェ ア	43,455	資 本 剰 余 金	899,247
電 話 加 入 権	9,078	資 本 準 備 金	871,125
投資その他の資産	1,358,757	そ の 他 資 本 剰 余 金	28,121
投 資 有 価 証 券	819,893	利 益 剰 余 金	1,976,811
関 係 会 社 株 式	100,000	利 益 準 備 金	8,605
長 期 貸 付 金	2,680	そ の 他 利 益 剰 余 金	
破 産 更 生 債 権 等	30,917	別 途 積 立 金	101,000
繰 延 税 金 資 産	112,708	繰 越 利 益 剰 余 金	1,867,206
敷 金 保 証 金	133,221	自 己 株 式	△128,819
保 険 積 立 金	189,629	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△89,670
そ の 他	625	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△89,670
貸 倒 引 当 金	△30,917	純 資 産 合 計	3,498,402
資 産 合 計	5,313,899	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,313,899

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売 上 高		9,989,785
売 上 原 価		7,125,644
売 上 総 利 益		2,864,140
販売費及び一般管理費		2,000,568
営 業 利 益		863,572
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,841	
有 価 証 券 利 息	2,164	
受 取 配 当 金	4,580	
受 取 運 賃	10,727	
関係会社業務受取手数料	55,380	
雑 収 入	13,783	91,477
営 業 外 費 用		
株 式 上 場 費 用	22,000	
和 解 金	3,673	
そ の 他	564	26,238
経 常 利 益		928,810
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	145	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	403,468	403,613
税 引 前 当 期 純 利 益		525,197
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	237,480	
法 人 税 等 調 整 額	9,273	246,753
当 期 純 利 益		278,443

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
平成20年3月31日残高	840,542	870,835	28,121	898,957	8,605	2,802	101,000	1,719,387	1,831,794
事業年度中の変動額									
新株の発行	291	289		289					
剰余金の配当								△133,427	△133,427
特別償却準備金取崩						△2,802		2,802	—
当期純利益								278,443	278,443
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	291	289	—	289	—	△2,802	—	147,818	145,016
平成21年3月31日残高	840,834	871,125	28,121	899,247	8,605	—	101,000	1,867,206	1,976,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	△128,819	3,442,475	△109,017	△109,017	3,333,457
事業年度中の変動額					
新株の発行		581			581
剰余金の配当		△133,427			△133,427
特別償却準備金取崩		—			—
当期純利益		278,443			278,443
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			19,347	19,347	19,347
事業年度中の変動額合計	—	145,597	19,347	19,347	164,944
平成21年3月31日残高	△128,819	3,588,073	△89,670	△89,670	3,498,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

① 商品

個別法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 未成業務支出金

個別法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これに伴う、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～28年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1 有形固定資産の減価償却累計額	296,968千円
2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	16,977千円
短期金銭債務	27,301千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	5,492千円
仕入高	145,663千円
販売費及び一般管理費	980千円
営業取引以外の取引による取引高	55,380千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	前 事 業 年 度 末	増加数	減少数	当事業年度末
普 通 株 式	60,440株	— 株	— 株	60,440株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	59,187千円
未払事業税	5,033千円
未払費用（社会保険料）	9,354千円
未払事業所税	2,184千円
未払金	7,885千円
その他	4,091千円

繰延税金資産（流動資産）の純額

87,736千円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金繰入限度超過額	7,438千円
退職給付引当金	40,476千円
役員退職慰労引当金	30,439千円
投資有価証券評価損	25,444千円
その他の有価証券評価差額金	62,747千円
その他	2,046千円

繰延税金資産（固定）合計

168,592千円

評価性引当額

△55,883千円

繰延税金資産（固定資産）の純額

112,708千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	16,430	10,953	5,476

2 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	4,107千円
1年超	1,369千円
合計	5,476千円

3 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	4,107千円
減価償却費相当額	4,107千円

4 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会社名 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	㈱エイトレッド	ソフトウェア プロダクトの 開発及び販売	直接保有 80.0	仕入販売取引 業務委託取引 役員の兼任 (3名)	関係会社 業務受取 手数料	55,380	関係会社 未収入金	16,533

(注) 1. 業務受取手数料につきましては、あらかじめ㈱エイトレッドとの間で締結された契約に基づき決定しております。

2. 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産	786円27銭
2	1株当たり当期純利益	62円60銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(インターネット通信販売事業「特価COM」の譲渡について)

当社は、平成21年3月26日に株式会社ストリーム（以下「ストリーム社」という。）が100%子会社として新設した株式会社特価COMに対し、平成21年4月23日開催の臨時取締役会において、株式会社特価COMにおける第三者割当増資の引受け及び株式会社特価COMに対する当社のインターネット通信販売事業の譲渡を決議し、各々共同出資契約、事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 新会社（株式会社特価COM）における第三者割当増資の引受けの内容及び目的

平成21年3月26日にストリーム社が100%子会社として新設した株式会社特価COMに対し、平成21年4月27日に当社が10百万円、ストリーム社が30百万円の第三者割当増資の引受けを行いました。

なお、株式会社特価COMは、平成21年5月1日に事業を開始しております。

事業譲渡は、e コマースサイト構築及びシステムインテグレーション事業等への集中を図り、更なるe コマースサイト構築や運営のノウハウを吸収することを目的としております。

※増資後の新会社（株式会社特価COM）の概要

(1) 商号	株式会社特価COM
(2) 事業内容	インターネット通販「特価COM」の運営
(3) 設立年月日	平成21年3月26日
(4) 本社所在地	東京都千代田区
(5) 代表者の役職氏名	代表取締役社長 劉 海濤
(6) 資本金	50百万円
(7) 総資産	70百万円
(8) 純資産	50百万円
(9) 従業員数	12名
(10) 大株主構成及び持分比率	株式会社ストリーム 80.0% 株式会社ソフトクリエイト 20.0%
(11) 当社との関係	①資本関係 上記の通り ②人的関係 当社及びストリーム社より役員が派遣されております。 ③取引関係 新会社は原則としてストリーム社より商品仕入を行います。

(注) 新会社の第三者割当増資に関し、当社は200株の引受けを行いました。(1株当たりの引受価格50,000円)

2. 事業譲渡の資産及び負債について

資産及び負債は新会社へ承継いたしません。

3. インターネット通信販売事業の事業譲渡について

譲渡価格及び決済方法

① 譲渡価格 70百万円

② 決済方法 平成21年4月30日（事業譲渡日）に振込による決済が行われました。

② 事業譲渡に伴う当社への影響及び今後の業績見通し

平成22年3月期の通期業績予想の売上高は25%程度の減収予想と全体売上高に与える影響がありますが、売上総利益、営業利益、経常利益に与える影響は軽微であります。また、平成22年3月期の第1四半期において、事業譲渡益70百万円を特別利益として計上する予定であります。

(自己株式の取得について)

平成21年3月31日の臨時取締役会決議において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、平成21年4月1日に実施いたしました。

- ① 取得の理由
資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため
- ② 取得した株式の種類
当社普通株式
- ③ 取得した株式の総数
140,000株
- ④ 取得価格
1株につき650円
- ⑤ 取得総額
91百万円
- ⑥ 取得日
平成21年4月1日(水)
- ⑦ 取得方法
東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

連結計算書類に関する会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月14日

株式会社ソフトクリエイト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 和 田 栄 一 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指定有限責任社員	公認会計士 原 口 清 治 ㊞
業 務 執 行 社 員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイトの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトクリエイト及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社はインターネット通信販売事業「特価COM」を株式会社特価COMに譲渡し、譲渡会社における第三者割当増資の引受けを行なった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月14日

株式会社ソフトクリエイト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 和 田 栄 一 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指定有限責任社員	公認会計士 原 口 清 治 ㊞
業 務 執 行 社 員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイトの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社はインターネット通信販売事業「特価COM」を株式会社特価COMに譲渡し、譲渡会社における第三者割当増資の引受けを行なった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会は、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告及び説明を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月16日

株式会社ソフトクリエイト 監査役会

常勤監査役 笠井 隆 ⑨

監査役 花水 征一 ⑨

監査役 山本 勲 ⑨

(注) 監査役花水征一及び山本勲は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券は、一斉に電子化されました。

これに伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第8条第2項の単元未満株券の不発行に関する規定、第9条の実質株主、第11条第3項の実質株主名簿及び株券喪失登録簿に関する規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨の附則を設けるものであります。

なお、現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

(2) 株券電子化を機に、当社の株式に関する手数料を無料化したことに伴い、現行定款第12条につき所要の変更を行うものであります。

(3) 上記のほか、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) <u>第10条</u> (条文省略)	(削 除) (単元株式数) <u>第7条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除) (単元未満株式についての権利) <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) <u>第9条</u> (現行どおり)

現 行	変 更 案
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第13条～第42条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	第12条～第41条 (現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、
取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 又 は 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	林 勝 (昭和20年5月25日生)	昭和43年4月 昭和46年3月 昭和46年4月 昭和57年4月 平成18年5月 平成18年10月 平成20年5月 三井造船株式会社入社 白坂産業株式会社（現当社） 入社 当社取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長兼CEO 当社代表取締役会長兼CEO 当社代表取締役会長（現任）	564,500株
2	林 宗 治 (昭和49年8月23日生)	平成9年4月 平成12年6月 平成15年6月 平成17年5月 平成18年5月 平成18年10月 平成19年1月 平成19年4月 平成20年5月 ソフトバンク株式会社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務兼COO 兼ネットワーク事業部長 兼第一営業事業部長 当社代表取締役社長兼COO 当社X-point事業部長 株式会社エイトレッド代表取 締役社長（現任） 当社代表取締役社長（現任）	484,248株
3	中 桐 雅 宏 (昭和38年5月1日生)	昭和62年4月 平成4年4月 平成16年6月 平成18年5月 平成18年10月 平成19年4月 平成19年7月 平成20年5月 東京コンピュータサービス株 式会社入社 当社入社 当社取締役 当社第二営業事業部長 当社営業本部長（現任） 当社常務取締役 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員（現 任）	10,500株
4	林 雅 也 (昭和52年10月25日生)	平成12年4月 平成16年9月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年10月 平成19年4月 平成19年7月 平成20年5月 当社入社 有限会社ティーオーシステム 代表取締役社長（現任） 当社取締役 当社プロダクト事業部長 当社EC事業部長 当社専務取締役 兼EC事業本部長 当社取締役専務執行役員 当社取締役常務執行役員兼E C事業部長兼EC戦略室長 （現任）	385,965株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は 他の法人等の代表状況		候補者の有する当社の株数
5	益田 正 (昭和12年8月30日生)	昭和31年4月 昭和56年6月 昭和60年4月 平成14年9月 平成15年10月 平成19年6月 平成19年11月	東和電業株式会社入社 白坂産業株式会社(現当社)入社 当社専務取締役 株式会社エスシー代表取締役 当社監査役 当社取締役(現任) 当社管理本部長(現任)	24,000株
6	辻尾 伸賢 (昭和22年6月20日生)	昭和46年4月 平成14年6月 平成20年1月 平成20年6月	富士通株式会社入社 富士通オフィス機器株式会社(現富士通エフ・オー・エム株式会社)取締役兼西日本営業本部長 当社執行役員兼関西支社長 当社取締役執行役員兼関西支社長(現任)	1,000株
7	大石 靖 (昭和38年8月7日生) ※	昭和61年4月 平成4年1月 平成5年6月 平成19年7月 平成20年4月	佐川航空株式会社入社 ボーランド株式会社入社 当社入社 当社執行役員兼営業本部長代理 当社上席執行役員兼営業副本部長(現任)	5,300株
8	遠藤 忠宏 (昭和17年8月8日生)	昭和46年10月 平成4年5月 平成20年6月	監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 当社取締役(現任)	一株
9	阿部 新生 (昭和21年2月21日生) ※	平成6年6月 平成8年6月 平成12年6月 平成12年7月 平成12年7月 平成14年9月 平成14年9月 平成16年6月 平成16年12月 平成19年6月	株式会社日本興業銀行上海支店長 セントラル硝子株式会社取締役 同社常務取締役 セントラルガラスアメリカインコーポレイテッド取締役会長 セントラルガラスインターナショナルインコーポレイテッド取締役社長 台湾信徳玻璃股份有限公司董事長 台湾創新精材股份有限公司董事長 セントラル硝子株式会社取締役常務執行役員 セントラルガラス韓国株式会社代表取締役 セントラル硝子株式会社顧問(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 遠藤忠宏及び阿部新生の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について

- (1) 遠藤忠宏氏は、長年にわたる公認会計士としての経歴を通じて培った財務・会計に関する専門的な知識及び経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任年数は1年であります。
- (2) 阿部新生氏は、長年にわたりセントラル硝子株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経験及び見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
- (3) 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者遠藤忠宏氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、社外取締役候補者阿部新生氏は、選任が承認された場合、当社と同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項及び第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項については、上記の他に特記すべき事項はありません。
5. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社は、平成16年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額300百万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役（社外取締役を除く。）4名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 225,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

2,250個を上限とする。なお、この内、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は400個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（1）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所に

おける当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役または監査役が任期満了により退任した場合、または執行役員もしくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。
- ③ その他権利行使の条件は、平成21年6月26日開催の当社第42期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

5. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役（社外取締役を除く。）に割当てる新株予約権の総数（400個以内）を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

以 上

《MEMO》

《MEMO》

株主総会会場ご案内図

